

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年7月22日（平成28年（行情）諮問第474号及び同第475号）

答申日：平成28年11月21日（平成28年度（行情）答申第537号及び同第538号）

事件名：審査請求人が主張する特定事件に係る文書の不開示決定に関する件  
審査請求人が主張する特定事件で特定都道府県教育委員会が使用している学校教育法等が分かる文書の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）の開示請求につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、文部科学大臣（以下「文部科学大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、別表の2欄に掲げる日付及び文書番号により行った各不開示決定（以下、順に「処分1」及び「処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである。

特定課に対する開示請求である。特定課が管理する文書について、特定課が文書の特定について、責任がある。いかなる文書を管理しているかの情報提供がなされていない。

開示請求人は、窓口で開示請求をした。

文書の特定ができないのであれば、その時にすべきである。

特定課職員は、対応をしていない。開示請求に係る文書は、特定することができる。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 処分1について（諮問第474号）

##### （1）本件審査請求に係る対象文書について

本件に係る開示請求は、文書1の開示を求めるものであり、どのよう

な文書を求めているのか特定できなかつたため、法9条2項の規定に基づき、不開示決定を行ったところ、審査請求人から、不開示決定処分の取消しを求める審査請求がなされたところである。

(2) 文書1の特定について

審査請求人は、文書1の内容は、審査請求人と特定都道府県で争った裁判であるとのことであつた。開示請求書に示されている特定事件が、審査請求人の説明から審査請求人と特定都道府県との裁判（以下「本件裁判」という。）であるとのことであれば、文書を保有しているのは特定都道府県であることが判断できるものの、特定都道府県で保有している文書について特定都道府県から文部科学省へ本件裁判について何らかの報告を受けた可能性があることから何らかの報告書等を請求したものなのか、本件裁判に特定都道府県から提出されたものと同じ文書が文部科学省にもあるかどうかを求めた請求であるのか等いくつか考えられることから、どのような文書を求めているのか平成28年3月23日及び同月31日付けで文書を特定するための補正依頼書を送付したものの、回答がなく、どのような文書を求めているのか判断できないことから処分1を行った。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「開示請求に係る行政文書を特定することができる。」として異議を主張しているが、以上で述べたとおり文書が特定できないためとした処分1は妥当であるものとする。

2 処分2について（諮問第475号）

(1) 本件審査請求に係る対象文書について

本件に係る開示請求は、文書2の開示を求めるものであり、どのような文書を求めているのか特定できなかつたため、法9条2項の規定に基づき、不開示決定を行ったところ、審査請求人から、不開示決定処分の取消しを求める審査請求がなされたところである。

(2) 文書2の特定について

審査請求人は、文書2の内容は、審査請求人と特定都道府県で争った裁判であるとのことであつた。開示請求書に示されている特定事件が、そもそもどのような争いによって生じたものであるか不明なため、平成28年3月23日及び同月31日付けで文書を特定するための補正依頼書を送付したものの、回答がなく、いつの時期のどのようなことに対して特定都道府県が使用していた学校教育法、学校教育法施行令なのか、又は、学校教育法及び学校教育法施行令に対応した特定都道府県で使用しているマニュアル等なのか判断することができず、どのような文書を求めているのか判断できないことから処分2を行った。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「開示請求に係る行政文書を特定することができる。」として異議を主張しているが、以上で述べたとおり文書が特定できないためとした処分2は妥当であるものとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成28年（行情）諮問第474号及び同第475号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成28年7月22日 諮問の受理（諮問第474号及び同第475号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年11月1日 審議（同上）
- ④ 同月17日 諮問第474号及び同第475号の併合並びに審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件開示請求は、文書1及び文書2（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、開示請求に形式上の不備があり、本件対象文書を特定することができないとして不開示とする決定（処分1及び処分2）をそれぞれ行った。

審査請求人は、本件対象文書を特定することができるなどとして、処分1及び処分2（原処分）の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

##### 2 原処分の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、原処分の妥当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、別表の3欄に掲げるとおり説明する。

(2) 別表の3欄に掲げる諮問庁の説明について検討するに、文書で行ったとする求補正に係る説明については、本件諮問書に添付された行政文書開示請求書の記載内容と整合していることが認められる。

また、文書特定が必要であり、このままでは文書の特定ができない旨を審査請求人に文書で説明し補正を求めたものの、回答期限を経過しても回答がなかったとする諮問庁の説明について、これを否定する特段の理由も見いだせないこと、さらに、審査請求人が提出した審査請求書において、処分庁が文書特定のために必要であるとする情報に係る記載は認められないことから、処分庁が更に補正を求めたとしても、当該補正がなされる蓋然性は極めて低いと推察される。

以上の検討から、文書1及び文書2について補正を求めたものの、回答がなく、該当する文書の特定ができないため、形式上の不備を理由に不開示とした処分1及び処分2は、いずれも妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の開示請求につき、本件開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定については、本件対象文書の開示請求には、行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別表

1 本件対象文書		2 原処分の日付及び文書番号		3 諮問庁の説明
番号	名称	番号	日付及び文書番号	
文書1 (諮問第474号)	審査請求人が主張する特定事件に係る文書	処分1	平成28年4月11日付け27受文科総第2794号	<p>審査請求人から特定事件とは、審査請求人と特定都道府県で争った裁判であることは聞いていたが、文部科学省では特定事件がどのような内容であるか把握しておらず、本件開示請求書の記載のみでは、どのような内容の文書の開示を求めているか定かではなかった。</p> <p>そこで、文書(複数回)によって本件対象文書(文書1及び文書2)の対象となる文書がどのような内容のものであるか特定するよう補正を求めたが、回答期限を経過しても審査請求人から回答がなく、本件対象文書の特定ができなかった。</p>
文書2 (諮問第475号)	審査請求人が主張する特定事件で特定都道府県教育委員会が使用している学校教育法、学校教育法施行令が分かる文書	処分2	平成28年4月11日付け27受文科総第2795号	